

津市要介護認定調査員の取扱いに関する要綱

平成18年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市要介護認定調査員（以下「調査員」という。）に係る任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 調査員は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項の規定による要介護認定に係る調査を行うものとする。

(身分)

第3条 調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤職員とする。

(任期)

第4条 調査員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委嘱の方法)

第5条 調査員は、社会福祉法人津市社会福祉協議会からの推薦に基づき、第2条に規定する職務を遂行することができる者と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(勤務方法)

第6条 調査員は、市長が定める執務場所において職務に従事するものとする。

(勤務時間)

第7条 調査員の勤務時間は、1週間当たり30時間を超えない範囲において市長の指定する時間とする。

(服務)

第8条 調査員は、その職務を自覚し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 調査員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

3 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第9条 市長は、調査員が調査員としての適格性を欠く等職務の遂行に支障があると認めるときは、これを解職することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。